（削る）

二十一・二十二　（略）

（譲渡し等の禁止の適用除外）

第十一条　法第八条の主務省令で定める場合は、次の各号に掲げるものとする。

一～五　（略）

六　第二条第二十一号に該当して飼養等をする者が、施行令附則第二条第一項又は第二項の規定に基づき法第四条の規定が適用されない者に対して施行令附則第二条第一項の表の種名の欄に掲げる種に属する生物の個体の譲渡しをする場合

（権限の委任）

第三十六条　法及びこの省令に規定する主務大臣の権限（農林水産大臣の権限のうち、*Lepomis macrochirus*（ブルーギル）、*Micropterus dolomieu*（コクチバス）、*Micropterus salmoides*（オオクチバス）及び*Anoplophora glabripennis*（ツヤハダゴマダラカミキリ）に係るものを除く。以下同じ。）のうち、次に掲げるものは、次の表の上欄に掲げる主務大臣の権限ごとに、同表の下欄に掲げる地方支分部局の長に委任する。ただし、第三号から第六号まで、第十一号、第十二号（法第二十条第四項に規定する権限に限る。）、第十三号から第十八号まで、第二十六号（第二十三条第二項に規定する権限に限る。）、第三十一号から第三十三号までに掲げる権限については、主務大臣が自ら行うことを妨げない。

一～十八　（略）

十九　第二条第二十一号及び第二十二号に規定する権限

二十～三十三　（略）

別表第一　未判定外来生物となる外来生物（第二十八条関係）

項	種名
第一　動物界	
（略）	
五　条鰭亜綱	
イ　なまず目	
(1)　アメリカなまず科	
（略）	
2　*Ictalurus*属（アメリカナマズ属）に属する種のうち*Ictalurus punctatus*（チャネルキャットフィッシュ）以外のもの	
ロ　すずき目	
(1)　サンフィッシュ科	

二十三　特定外来生物の指定の際現に行っている国及び地方公共団体以外の者による当該特定外来生物の防除又は当該指定後に行われる当該防除と同一の内容の防除であって、当該特定外来生物について当該指定の日から一年を超えない範囲で鳥獣保護管理法第九条第一項、第十一条第一項又は第十三条第一項の規定に基づいて実施されるものに伴って飼養等をするものであること。

二十四・二十五　（略）

（譲渡し等の禁止の適用除外）

第十一条　法第八条の主務省令で定める場合は、次の各号に掲げるものとする。

一～五　（略）

六　第二条第二十四号に該当して飼養等をする者が、施行令附則第二条第一項又は第二項の規定に基づき法第四条の規定が適用されない者に対して施行令附則第二条第一項の表の種名の欄に掲げる種に属する生物の個体の譲渡しをする場合

（権限の委任）

第三十六条　法及びこの省令に規定する主務大臣の権限（農林水産大臣の権限のうち、*Lepomis macrochirus*（ブルーギル）、*Micropterus dolomieu*（コクチバス）、*Micropterus salmoides*（オオクチバス）及び*Anoplophora glabripennis*（ツヤハダゴマダラカミキリ）に係るものを除く。以下同じ。）のうち、次に掲げるものは、次の表の上欄に掲げる主務大臣の権限ごとに、同表の下欄に掲げる地方支分部局の長に委任する。ただし、第三号から第六号まで、第十一号、第十二号（法第二十条第四項に規定する権限に限る。）、第十三号から第十八号まで、第二十六号（第二十三条第二項に規定する権限に限る。）、第三十一号から第三十三号までに掲げる権限については、主務大臣が自ら行うことを妨げない。

一～十八　（略）

十九　第二条第二十四号及び第二十五号に規定する権限

二十～三十三　（略）

別表第一　未判定外来生物となる外来生物（第二十八条関係）

項	種名
第一　動物界	
（略）	
五　条鰭亜綱	
イ　なまず目	
(1)　イクタルルス科	
（略）	
2　*Ictalurus*属（イクタルルス属）に属する種のうち*Ictalurus punctatus*（チャネルキャットフィッシュ）以外のもの	
ロ　すずき目	
(1)　サンフィッシュ科	